

新田小学校及び安祥中学校中規模改修設計業務仕様書

本業務委託は、下記の設計業務によって構成されている。本仕様書は各設計業務に関する必要事項を列記したものである。

- I 新田小学校校舎中規模改修設計業務
- II 安祥中学校校舎中規模改修設計業務
- III 新田小学校浄化槽改修設計業務

I 新田小学校校舎中規模改修設計業務

1 業務概要

本業務は、校舎の段差解消及びエレベーター、多目的トイレの設置等によるバリアフリー化、併せて普通教室、昇降口、廊下、階段室等の環境の整備並びに外壁及び屋上防水の老朽化部位の改修設計を行うものである。

2 業務場所

安城市新田町新栄100番地

3 業務内容

- (1) 校舎改修設計
- (2) エレベーター棟増築設計
- (3) 校舎周辺整備の設計
- (4) 各申請書の作成及び届出
- (5) 測量
- (6) 地質調査
- (7) 日影図の作成
- (8) 外観着彩図の作成
- (9) 各種調査（アスベスト含有分析調査、外壁劣化調査等）

4 業務与条件（別図参照）

(1) 敷地

ア 敷地面積 21,406 m²

イ 都市計画 市街化調整区域

建ぺい率60%、容積率200%

防火、準防火地域：指定なし（建築基準法第22条区域）

ウ 公共下水道 浄化槽

エ ガス プロパンガス

(2) 施設（延床面積は「公立学校施設等の総括表」による。）

ア 南棟(管理棟)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 3階建て

延床面積 2,139㎡

竣工年 昭和57年

工事履歴 平成22年 屋上防水改修

イ 北棟(教室棟)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 4階建て

延床面積 2,060㎡

竣工年 昭和57年

工事履歴 平成29年 屋上防水改修

ウ 渡り廊下

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 3階建て

延床面積 79㎡

竣工年 平成4年

工事履歴 平成22年 屋上防水改修

5 設計内容

(1) 工事区分

本設計は原則以下のとおり第1期工事、第2期工事及び保全工事に分けて計画し、工事規模、仮設計画等を考慮して決定するものとする。

第1期工事

ア 内壁改修（教室内、廊下及び階段）

イ 教室正面及び背面改修

ウ 間仕切り改修

エ 昇降口及び玄関改修

オ 照明改修

カ 放送設備改修

- キ インターホン改修
- ク 情報設備改修
- ケ テレビ共同受信設備改修
- コ コンセント改修
- サ 自動火災報知設備改修

第2期工事

- ア エレベーター棟増築
- イ 床改修（教室内、廊下及び階段）
- ウ 階段手すり設置
- エ 廊下手洗い流し改修
- オ 小荷物専用昇降機改修
- カ 屋上及びバルコニー防水改修
- キ 外壁改修
- ク 外部建具保全改修（金物等交換）
- ケ シャワー室及び洗濯機置場設置

保全工事

- ア 屋上及びバルコニー防水改修
- イ 外壁改修
- ウ 外部建具保全改修（金物交換等）
- エ 小荷物専用昇降機の更新【安祥中学校のみ】

(2) 校舎改修設計

- ア 床改修（対象：普通教室（少人数教室含む）以下「普通教室」とする及び共用部分）
 - ・床フローリング塗装改修
 - ・ビニル床タイル及びビニル床シートをビニル床シートに改修
 - ・木床組みを鋼製床組みに改修
 - ・階段室の段鼻の改修
- イ 内壁改修（対象：普通教室及び共用部分）
 - ・内壁の塗装改修（普通教室）
 - ・複層塗材塗装改修（共用部分）
 - ・教室及び廊下の腰壁に杉板を増し張り施工
- ウ 普通教室正面及び背面改修

- ・正面黒板を上下スライド式曲面黒板に改修
- ・児童用及び教師用ロッカーの改修
- ・上記改修に伴う、掲示板、背面黒板、掃除具入れ等の改修

エ 間仕切改修（対象：建築基準法施行令第114条の制限対象となる間仕切）

・木製間仕切壁を不燃鋼製間仕切に取替を基本とし、側壁、垂壁を新設する必要がある場合は防火区画（建築基準法施行令第114条）の壁に改修する。

- ・間仕切（既設新設共）の廊下側額縁にピクチャーレールを設置
- ・壁、床及び天井取合部の改修

木製間仕切の設置箇所を調査し、夏休み期間中に改修工事の完了（普通教室優先）が可能か検討すること。

オ 内部建具改修

・木製建具の設置箇所を調査し、鋼製建具及びパーティション等に改修すること。

- ・防火建具は全数調査し、法令に準ずる改修をすること。

カ 昇降口及び玄関改修

- ・下足入れ改修
- ・外部及び内部の床段差解消
- ・スロープの設置
- ・床及び壁の改修
- ・建具改修（上吊り戸によるバリアフリー化を基本とする）
- ・掲示板、掃除具入れ、傘立等の改修

キ 校舎及び屋内運動場経路のバリアフリー化

- ・外部及び内部の床段差解消
- ・建具改修
- ・塗装改修

ク 階段手すり設置

屋内階段手すり（2段）を新設する。また、最上階には転落防止柵を新設する。

ケ 廊下手洗い流し改修

- ・人研流しをステンレス流しへ改修

- ・給排水管改修

- ・保温材のアスベスト含有調査

改修範囲において、アスベストの含有の有無を目視と年代により調査を行い、設計に反映すること。

コ 屋上防水改修

既設アスファルト防水を塗膜防水（かぶせ工法）により改修することを基本とする。

- ・防水アスベスト含有分析調査【安祥中学校のみ】

各棟1箇所ずつ実施し、含有の有無（定性分析）及び含有量（定量分析）を確認すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

- ・各種調査結果を反映した改修

アスベストの含有が確認された場合、その含有箇所に適した改修内容を比較検討し提出すること。

サ バルコニー防水改修

塗膜防水等の適切な工法により、防水層を新設する。

シ 外壁改修

- ・外壁調査

全面目視及び高さ2.5m以下の範囲は、打音法を併用する。なお、下屋や各階ベランダより高さ2.5m以下についても打音法とする。

- ・塗膜付着強度試験（JIS基準に基づく引張試験）の実施

各棟の各方位2箇所程度とする。

- ・外壁仕上塗材アスベスト含有分析調査

各棟、建設年毎に1箇所ずつ実施し、以下に示す各材料のそれぞれについて、含有の有無（定性分析）及び含有量（定量分析）を確認すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

- a 新築時 下地調整材

- b 新築時 仕上材

- ・各種調査結果を反映した下地補修及び仕上材改修

アスベストの含有が確認された場合、その含有箇所に適した改修内容を比較検討し提出すること。

- ・塀樋改修

劣化状況を把握し取替又は塗替とする。

- ・校舎から屋内運動場への鉄骨平屋渡り廊下改修
劣化状況を把握し塗替とする。
- ス 外部建具保全改修
- ・外部に面した建具の金物改修
全箇所の建具金物（外れ止め金物、戸車、クレセント、引手等）及びガラス留め材の取替を基本とするが、劣化状況によっては建具の取替を行う。
【安祥中学校においては、南側のバルコニーに面する建具は改修対象から除く。】
- セ 照明改修（対象：LED化済みの器具を除く学校敷地内の全照明）
- ・既設照明器具の撤去及びLED器具への更新
 - ・学校全体の照明器具（種類）及び取付け方法の調査
 - ・「学校環境衛生基準」に基づく照度計算による、均等な照度を得られるための配置計画の作成
 - ・外灯及び屋外防犯灯のLED化
 - ・照明器具更新に伴う電灯盤改修、電源配線改修の設計
 - ・照明スイッチの更新
- ソ 放送設備改修（対象：校舎全室、屋内運動場）
- ・非常放送設備の追加
 - ・校内放送設備の更新
- タ インターホン改修（対象：校舎全室、屋内運動場及びプール管理室）
- ・既設インターホン設備を、配線を含め全ての更新を基本とする。
 - ・子機を各教室等（配膳室を含む）の諸室、屋内運動場及びプール管理室に設置
- チ テレビ共同受信設備改修
- ・親子テレビ方式の場合、これを廃止し新たに同軸ケーブルを敷設し、OFDM 自主放送システムを導入する。
 - ・既設テレビ共同受信設備（親子ケーブル）を配線を含め全ての更新を基本とする。
- ツ 法令調査
- 関係法令（建築基準法、消防法、バリアフリー新法、人にやさしい街づくり条例等）について、既存不適格事項の洗い出しを行い報告すること。その上で必要と思われる不適格事項については改善検討を行い、設計に反

映させること。また、早期に関係機関と協議を行い整理すること。

テ その他

- ・シャワー室及び洗濯機置場の設置

設置場所は、保健室又は増築棟とし、協議により決定する。

- ・エキスパンションジョイントの改修（改修の必要がある場合）

- ・教室の外壁側レジスターガラルの撤去及び穴埋め改修

換気計算に伴う、24時間換気設備あるいはガラルの設置を含む。

- ・高架水槽の更新（水平震度 2.0G を確保、架台共）

(3) エレベーター棟増築設計

構造及び階数 鉄骨造 4階建て

所要室 次表のとおりとする。

室名	備考
エレベーター	・車椅子用エレベーター 1台設置 ・有効開口 900mm以上 ・11人乗
多目的トイレ	・各階 1箇所設置 (洋式便器は温水洗浄便座付きとし、各階に幼児用小便器、1階にオストメイト対応水洗器具、ベビーチェア及びベビーベッドを設置する。)
その他	・廊下、ホール ・【安祥中学校のみ】職員用玄関

※設置場所は複数案を比較検討書（下記（4）の内容を含む。）に取りまとめ、関係部局との協議により決定する。その際、配置計画の検討、日影、構造等の法規確認を行うこと。

※増築に伴い、関係法令に適合させるための防火設備の設置及び改修並びに教室等の改修も本設計に含む。

※現況の水圧を測定し、結果を反映させた設計とすること。

※増築に伴い、既設校舎の設備等に影響を与える場合（配管切り廻し等）の設計を含む。

(4) 校舎周辺整備の設計

ア エレベーター棟増築等に伴う、既存施設の改修、撤去及び移設並びに

外構（給食運搬車両の搬入経路及び遊具等含む。）及び各種設備の整備を必要に応じて設計する。（工事期間中含む。）

イ 【安祥中学校のみ】外構スロープ改修、外部手洗い場の改修を含むものとする。

(5) 各申請書の作成及び届出

建築基準法、消防法、児童福祉法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に関するものを指し、その他の申請又は事前協議が必要な関係法令の特定及び必要書類の作成についても本業務内とする。

(6) 測量

敷地全体を対象とし、内容等は、測量業務特記仕様書による。

(7) 地質調査

次の調査及び試験を実施するものとし、その他の事項は地質調査共通仕様書による。

ア ボーリング（30m 1箇所）

イ 標準貫入試験

ウ 粒度試験（5試料程度）

(8) 外観着彩図の作成

改修後の外壁着彩図（立面図）を作成するものとし、色等複数案の提示を行う。その後、比較検討を行い最終決定したものを成果品として納めること

II 安祥中学校校舎中規模改修設計業務

1 業務概要

本業務は、校舎の段差解消及びエレベーター、多目的トイレ、職員用玄関の設置等によるバリアフリー化、併せて普通教室、昇降口、廊下、階段室等の環境の整備並びに外壁及び屋上防水の老朽化部位の改修設計を行うものである。また、特別教室、外部スロープ、手洗い場の改修、小荷物専用昇降機更新設計も行う。

2 業務場所

安城市安城町天草23番地

3 業務内容

- (1) 校舎改修設計
- (2) エレベーター棟増築設計
- (3) 校舎周辺整備の設計
- (4) 小荷物専用昇降機の更新設計
- (5) 各申請書の作成及び届出
- (6) 測量
- (7) 地質調査
- (8) 日影図の作成
- (9) 外観着彩図の作成
- (10) 各種調査（アスベスト含有分析調査、外壁劣化調査等）

4 業務与条件（別図参照）

(1) 敷地

- ア 敷地面積 29,788 m²
- イ 都市計画 市街化調整区域
建ぺい率60%、容積率200%
防火、準防火地域：指定なし（建築基準法第22条区域）
- ウ 公共下水道 供用済
- エ ガス プロパンガス

(2) 施設（延床面積は「公立学校施設等の総括表」による。）

- ア 南棟（管理教室棟）
構造及び階数 鉄筋コンクリート造 4階建て
延床面積 4,911 m²
竣工年 昭和56年
工事履歴 平成18年 耐震補強改修
平成26年 屋上防水改修
- イ 中棟（教室棟）
構造及び階数 鉄筋コンクリート造 3階建て
延床面積 823 m²
竣工年 昭和59年
- ウ 渡り廊下

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 3階建て
延床面積 101㎡
竣工年 昭和59年
工事履歴 平成4年 外部建具設置改修

5 設計内容

(1) Iの5記載事項

(2) 特別教室改修

- ア 図書室を普通教室2室に改修
- イ 視聴覚室及び準備室を図書室に改修

(3) 小荷物専用昇降機更新

- ・防火区画等を考慮し、最新の法令及び諸基準に準じたものに更新

III 新田小学校浄化槽改修設計業務

1 業務概要

本業務は、安城市公共建築物保全計画に基づき、対象施設の適切な運営を確保することを目的として、対象施設内の老朽化した浄化槽の更新設計を行う。

2 業務内容

- (1) 現地調査
- (2) 設計図面作成
- (3) 設計積算

3 設計と条件

- (1) 老朽化した合併浄化槽設備(312人槽)の更新をする。
- (2) 合併浄化槽更新に付随する改修設計

原則、槽内の機器及び配管は全て更新とする。

- ア 浄化槽の設備機器更新(ポンプ、制御盤等)
- イ 機器更新に伴う電気、配管、支持金物等の改修及び更新
- ウ 配管接続部等の防水改修
- エ その他改修に伴い必要な工事
- オ 浄化槽改修に伴う仮設計画

カ 上記の他必要な工事

(3) 本業務を遂行するために必要な各設備の仕様及び諸条件の調査

IV 共通事項

上記設計業務に関する共通事項は以下のとおり。

1 基準等

- (1) 安城市の定める「設計基準」、「測量業務特記仕様書」及び「地質調査共通仕様書」による。
- (2) 設計は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び各種関連基準による。
- (3) 積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築数量積算基準・同解説」、「建築設備数量積算基準・同解説」及び各種関連基準による。
- (4) 図面データの作成基準は、安城市作成「建築・設備CAD図面作成要領」により作成することを基本とする。
- (5) 「安城市施設建物整備基準」を参考にすること。
- (6) 耐震安全性の分類はⅡ類とし、ルート3にて耐震計算をすること。また、既設建物の構造負担が増える場合は、増築後又は改修後の既設校舎の I_s 値は0.7以上、 $CT \cdot SD$ 値は0.3以上をそれぞれ確保し、改修及び増築後の数値及び計算書を提出すること。

2 留意事項

- (1) 内壁、外壁、防水及び外部建具の調査は調査報告書を提出し、改修内容と施工範囲を検討したうえで、図面に反映させるものとする。
- (2) 各種調査業務は、施設管理者と協議の上、調査日を決定すること。
- (3) 児童等の安全の確保、学校の運営に支障がないよう考慮した設計とするとともに、工事のスケジュールを検討し、施工計画、仮設・安全計画を設計図書に反映させること。特に、重機及び資材の搬入等の計画については慎重に検討すること。工事スケジュール、機器の納期については専門業者等にヒアリングを行い報告すること。
- (4) 建設後の維持管理のためのエネルギー消費削減も考慮して設計すること。
- (5) ユニバーサルデザインに配慮して設計すること（愛知県人にやさしい街づくり条例に準拠することを基本とする）。

- (6) 施設、敷地及びその周囲の調査等、計画に必要な調査は十分に行うこと。
また、調査に伴い仕上げ等を撤去した場合は現況復旧すること。
- (7) 既存建物の調査の結果を踏まえ、増築に際し措置を要する既存不適格事項の改修設計は本設計に含む。必要の際は、関係官庁、所轄消防署との協議を行い、協議内容を報告すること。
- (8) 本業務対象施設の図面（一部CADデータ）、資料等は貸与可能である。
なお、受注者は借用の際に、借用書を作成すること。また、CADデータ化されている基本図面（配置図、平面図、立面図、断面図及び展開図）は、別表1のとおりである。
- (9) 貸与図面及び資料の精査並びに現地調査を徹底した上で現状図（いわゆる改修前図面）をすべて作成すること。
- (10) 既存階高に十分留意し設計すること。

3 業務遂行上の条件

業務着手前に業務計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。業務計画書は、以下の項目は必ず含めること。

(1) 業務組織計画

総括技術者及び実務担当者を組織図として記載すること。再委託業者についても記載すること。なお、新田小学校校舎中規模改修設計、安祥中学校校舎中規模改修設計の実務担当者は1校につき1人を基本とし、業務遂行に支障のないよう配慮すること。

(2) 業務実施方法

業務を実施するにあたり、その作業計画について具体的な方針及び方法を具体的に記載すること。調査事項、比較検討事項、関連協議事項は一覧表にして示すこと。

(3) 業務工程

調査、取りまとめ、作図、積算、報告その他の時期を具体的に記載すること。

(4) 打合せ計画

打合せ時期及び内容、決定事項、関連協議事項を記載すること。

(5) 各種調査計画書

4 月間打合せ及び週間打合せの実施

設計委託の内容、進捗予定及び進捗状況に関する月間打合せ及び週間打合せを実施すること。ただし、週間打合せは監督員と協議の上、メールによる報告に替えることができる。

5 中間報告等の実施

下記期日までに緻密な協議を重ねたのち、各業務を完了させ、監督員にその内容を説明すること。

なお、提出後、監督員から指示された事項を追加・修正し、完了までに成果品を作成すること。

(1) 7月初旬

比較検討により決定した各種改修仕様をもとに算出した概算金額内訳書及び工事工程表

(2) 10月初旬

すべての業務に係る概算金額内訳書（より精度の高いもの）及びその積算に必要な各工事設計図（監督員の確認を受けたもの）

(3) 11月初旬

設計基準による設計図（工事別）

(4) 12月中旬

積算資料一式（「8 成果品」表内◎印）

6 再委託

再委託を禁止する業務は、次の業務を除く全ての業務とし、正規雇用された者が業務に携わること。なお、契約後、監督員に公的書類等を提出し、その確認を受けること。

(1) 積算に関する業務一式

(2) 測量に関する業務一式

(3) 地質調査に関する業務一式

(4) 外壁調査等専門性の高い調査に関する業務一式

(5) 単純な作図等（トレース作業や図面等の清書）

(6) 図書の印刷や製本に類する業務一式

(7) 浄化槽内現場検査及び報告書作成に関する業務一式

7 受注者の資格条件

愛知県において登録された一級建築士事務所であり、かつ、その事務所に建築士法の規定による次の資格を有する正規雇用された者が所属していること。
 なお、契約後、監督員に公的書類等を提出し、その確認を受けること。

- (1) 構造設計一級建築士
- (2) 設備設計一級建築士

8 成果品

次表の通りとし、○印は電子記憶媒体(CD等)も含めて提出すること。ただし、監督員との協議により承諾を得たものについてはこの限りではない。また、成果品は各設計業務に分けて作成し、設計図等に係る工事の分類は、監督員と協議し決定すること。なお、「設計基準による設計図<工事別>」については、別途、PDFデータを電子記憶媒体(CD等)にて提出すること。

成果品	部数	サイズ	
打合せ記録簿	各1部	A4判	○
設計基準による設計図<工事別>	各2部	A3判	○
配置計画図	各1部	A3判	○
日影図(実日影図共)	各1部	A3判	○
確認済証等(※)	各1式	A4判	—
各種計算書	各1部	A4判	○
構造計算書(耐震安全性Ⅱ類に関する計算書を含む)	各1部	A4判	○
各種比較検討書	各1部	A4判	○
工程表	各1部	A4判	○
設計書(Excel作成)<工事別>◎	各1部	A4判	○
各種数量調書・積算資料・見積り比較表<工事別>◎	各1部	A4判	○
各種見積り書(3者以上)<工事別>◎	各1部	A4判	—
測量業務委託特記仕様書による敷地現況測量図 敷地面積測量図及び測量計算簿	各1部	A3判	○
地質調査共通仕様書による報告書	各3部	A4判	○
地質調査共通仕様書によるボーリング柱状図(PDF形式)	各1部	A4判	○

地質調査共通仕様書による標本	各 1 部	ケース入	○
各種調査報告書	各 1 部	A 4 判	○
外観着彩図	1 部	A 3 判	○
その他必要と認められた資料	一式	A 4 判	○

※確認済証等は、監督員の承諾を受け受付受理証に替えることができる。ただし、その場合、受注者は本業務完了後も引き続き工事発注を考慮した時期までに確認済証が交付されるように責任をもって対応すること。また、確認手続中の変更修正事項については成果品に反映させること。

9 設計納期及び検査

- (1) 完了時に発注者の検査員による成果品の検査を受けること。なお、完了検査受検前に全ての成果品を提出し、監督員の承認を得ること。
- (2) 成果品の検査に合格後、提出図面等一式を納品して業務の終了とする。

10 その他

- (1) 監督員及び施設管理者と密に連絡し、連絡事項を随時記録して提出すること。
- (2) 設計図書作成後に、監督員の精査及び確認を受けた後、積算業務を行うこと。
- (3) 各設計の「業務内容」内の「各申請書の作成及び届出」とは、建築基準法、消防法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に関するものを指し、その他の申請又は事前協議が必要な関係法令の特定及び必要書類の作成についても本業務内とする。
- (4) 関係官庁等手続き（（3）に示す関係法令等）は、一切を受注者にて行うこと。なお、申請手数料は受注者の負担とする。
- (5) 図面データの使用について、受注者は安城市が第三者に貸与することを承諾すること。
- (6) 成果品に関し、これを受注者の承諾に関わらず使用する権利は、発注者に設定する。
- (7) 業務完了後、当該設計への質疑が生じ、発注者から回答を要求された場合は、回答書を作成すること。

(8) 専門業者から徴収する見積りは監督員の指示する方法等によること。また、業務完了後、工事発注が行われる時に、受注者は専門業者へのヒアリング及び再徴収を行うこと。(第1期工事は令和5年度、第2期工事は令和6年度を予定)

別表1 (○:CADデータ有り、×:CADデータ無し)

学校	棟	配置図	平面図	立面図	断面図	展開図
新田小	北棟	○	○	×	×	×
	南棟		○	×	×	×
	渡り廊下 (校舎間)		○	×	×	×
	渡り廊下 (校舎～屋内運動場間)		×	×	×	×
安祥中	中棟	○	○	×	×	×
	南棟		○	○	×	×
	渡り廊下 (校舎間)		○	×	×	×
	渡り廊下 (校舎～屋内運動場間)		×	×	×	×

※新田小学校及び安祥中学校の配置図は、測量図を基に作成すること

設 計 基 準

安城市建設部施設保全課

令和4年2月1日

1 総 則

この設計基準は、設計業務におけるルールと設計図作成要領等を定める。次の事項は特に留意すること。

- (1) 設計は適切な構造、仕上げを選定し、予定工事費以内とする。
- (2) 意匠は、原則として華美を避ける。
- (3) 材料、仕上げ等の選定、耐久性を重視し、将来の保守点検等にも配慮する。
- (4) 建築と設備は、整合を保ち設計の完全を期する。
- (5) 仕様等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）及び、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）の各最新版によること。
- (6) 「安城市施設建物整備基準」を参考とする。
- (7) 設計は維持管理を含めたコスト縮減を図る。
- (8) 環境への配慮として次の環境配慮項目表に基づき、本業務に該当する事項に関し、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させる。

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 (2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用 <p>2 工事における環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用材料・機械及び工法の見直し (2) 低公害型作業機械の採用 (3) 熱帯材型枠の使用抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 (4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮 	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生態系の保全等自然環境との調和 <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 (2) 施設の緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 (3) 親水施設の整備 (4) 自転車利用環境の整備 (5) 雨水の地下浸透策 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枿 (6) 人にやさしい施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 (7) 景観形成の推進

(5) 愛知県産木材利用の配慮 3 施設の省資源・省エネルギー化 (1) 省エネルギー機器の採用 (2) 自然エネルギー等の活用 (3) 雨水利用設備の導入	
--	--

2 設計図作成要領

- (1) 図面への表現は、簡明で重複を避け、各所ごとにしやすいこと。
- (2) 別途工事及び将来計画は、その旨を記入する。
- (3) 建築、設備の工事区分を明確にする。
- (4) 配筋図は、標準配筋図に準拠する。
- (5) 図面データは、建築・設備 CAD 図面作成要領によること。
- (6) 図示記号は建築工事標準詳細図、公共建築設備標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）を基本とする。
- (7) 図面目次
 - ア 工事名称と図面目次は、原則として1枚とする。
 - イ 工事名称は、原則として「・・・建設工事」、「・・・主体工事」、「・・・電気工事」、「・・・管工事」、「・・・空調工事」のいずれかを基本とする。

3 建築設計図

- (1) 意匠図
 - ア 配置図
 - (ア) 縮尺は1/200から1/600程度とする。
 - (イ) 敷地面積、建築面積及び延べ床面積、工事内容等の概要を記入する。
 - (ウ) 敷地の接する道路幅員、計画建物の外郭通り芯寸法、建物と敷地境界線からの寸法線等の記入をする。
 - (エ) 電柱の位置、高圧線の位置、その他既設建物及び障害物がある場合は記入する。
 - (オ) 延焼のおそれのある範囲を示す。
 - イ 建物面積算定図

算定の根拠を図示する。
 - ウ 仕上表
 - (ア) 外部と内部に分け、内部は各階・各室毎に記入する。
 - (イ) 取付機器、家具等を備考欄に記入し、別途工事は明記する。
 - エ 平面図
 - (ア) 縮尺は原則として1/100とする。ただし、監督員と協議のうえ変更することができる。

- (イ) 通り芯及び壁芯の位置を示す寸法を記入する。
- (ウ) 構造体は、種別毎に区分し、凡例を示す。
- (エ) 床高が異なる場合は、基準（ZN）からの高さを示す。
- (オ) 防火戸、防火シャッターを示す。
- (カ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

オ 立面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 外周全面を示す。
- (ウ) 凡例等を用いて、仕上げ材料の範囲を種別毎に示す。
- (エ) 高架水槽、クーリングタワー、無線鉄塔、アンテナ、看板、タラップ等を示す。
ただし、別途工事の場合は点線で示す。

カ 断面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 原則として2面以上とする。
- (ウ) 周辺道路及び隣地との高低関係を示し、道路斜線等高制限の範囲を示す。
- (エ) 階高、天井高、基礎深さ、建物の最高高等を示す。
- (オ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

キ 矩計図

- (ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。
- (イ) 窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁の納まり、屋上防水の納まり等代表的な部分
を示す。
- (ウ) 必要に応じ部分詳細図を追記する。縮尺は1/10程度とする。

ク 詳細図

- (ア) 平面詳細図、展開図及び断面図は、1/50の縮尺を基本とする。
- (イ) 平面詳細図は、平面図と同一方向に配置し、展開図は、上を起点とし時計廻り
の順序で作成する。
- (ウ) 階段、便所、台所、玄関、浴室等は、断面を示す。
- (エ) 平面詳細図には、フローダクト、ピット等の位置を示す。
- (オ) 展開図には、洗面器、壁付照明器具、消火栓、拡声器、各種盤類、吹出口、吸
込口、コンベクター等を示す。

ケ 天井伏図

- (ア) 縮尺は平面図に準じる。
- (イ) 照明器具、スピーカー、天井点検口、吸出口等の位置を示す。

コ 建具表

- (ア) 縮尺は原則として1/50とする。
- (イ) 案内図を作成し、延焼のおそれのある範囲を示す。

(ウ) 建具表には姿図、内法寸法、使用箇所、数量、材種、見込み寸法、仕上げ、額、ガラリ、付属金物の種類、材種、寸法、ガラスの種類、厚さ等を示す。

(2) 日影図

新築、増築については日影図を作成する。基準で定められたもの以外は監督員と協議のうえ作成する。

(3) 法規チェック図

以下の項目について記載すること。

(ア) 延焼のおそれのある範囲

(イ) 防火区画

(ウ) 特定防火設備及び防火設備

(エ) 歩行距離及び重複区間の距離

(オ) 排煙区画

(カ) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に関する事項

(キ) その他必要な事項

(4) 構造

ア 基礎伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 符号を用いて示す。

(ウ) 通り芯（基準線）から基礎及び地中梁の芯までの寸法を示す。

(エ) 基礎底の深さを示す。

(オ) 配管用等の地中梁貫通部分で補強を要する部分を示す。

(カ) 杭基礎は、位置を示し、杭の仕様、長さ及び本数を一覧表にする。

(キ) 杭基礎は、「あらかじめの設計」を行い、施工誤差を担保する。

イ 各階伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 柱記号、梁記号及び床版記号を用いて示す。

(ウ) 壁部分は、腰壁と下り壁を区分して示す。（見上図を基本とする。）

(エ) 床面のレベル差を示す。

(オ) 配管用等の梁貫通部及び開口部を示す。

(カ) 通り芯（基準線）から梁芯までの平面寸法を示す。

(キ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

ウ 柱及び梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30及び1/50とする。

(イ) 両端部と中央部の断面図を示す。（同一配筋の場合は省略可）

(ウ) 通り芯から断面芯までの寸法を示す。

エ 基礎及び地中梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 砕石、捨てコンクリート等の地業関係を示す。

(ウ) 杭位置、間隔を示す。

(エ) 設計GLからの高さを示す。

オ 床版断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 長辺及び短辺方向を各々示し表示し、特殊な場合は、平面配筋図を追記する。

カ 壁配筋図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 壁厚ごとに配筋を示す。

(ウ) 耐震壁は、軸組図へ開口部、消火栓ボックス及び分電盤等の開口を示し、各部補強筋を追記する。

キ 架構配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 主要ラーメン3箇所程度を示す。

ク 雑配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 煙突、その他特殊な詳細部分の配筋詳細を示す。

ケ 鉄骨架構図

(ア) 縮尺は原則として1/100とする。

(イ) 全架構を示す。

(ウ) 開口部廻り、壁ブレース、胴縁、基礎廻り等を示す。

コ 鉄骨詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。

(イ) 柱梁の接合部継手、母屋、胴縁、ブレース、その他特殊な詳細部分を記入する。

(ウ) 高力ボルト径、溶接の脚長、ガセットプレートの厚さ等は、不備、不足に留意して示す。

(5) 構造設計

「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」によることを基本とする。

4 設備設計図

(1) 電気設備設計

ア 屋外配線図

(ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

(イ) 責任分界点及び電力供給会社の供給柱を示す。

(ウ) 埋設管断面図

イ 送電関係一覧表

ウ 電灯・動力の系統図及び幹線図

(ア) 縮尺は原則とし、平面図は1/100又は1/200とし、立面図は1/10から1/50とする。

(イ) 系統図

(ウ) 平面図、立面図により、盤類に指定番号・負荷計算容量を示す。

エ 盤関係図

(ア) 内部結線を明示し、分岐回路容量、分岐回路番号を示す。

オ 電灯設備

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 照明とコンセントは、原則として別図とする。

(ウ) 電線管、電線の太さ、収納数を示し、特殊ボックスはその種類及び寸法を記入する。

(エ) 最上階スラブ、地階外壁、外壁梁材軸方向には、原則、埋め込み配管を行わない。

(オ) 梁及び柱には原則としてボックスは設けない。また、分電盤廻り等の配管集中個所は構造担当と協議する。

(カ) 室名別照明器具一覧表

カ 動力設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 小規模のものは、電灯配線図に併記する。

キ 弱電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 表示方法は、電灯、コンセント配線図に準じるものとし、機器、端子盤等には、種類、指定番号及び対数を示す。

(ウ) 機械室の配線図は、機器の使用及び接続を記入する。

ク 自動火災報知設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 系統図

(ウ) 感知区域分割線を記入する。

ケ 機器、盤類及び照明器具姿図

(ア) 原則として、規格品を採用し、各機器の記号及び通し番号を付し内容、種類及び寸法を示す。

コ 受変電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。

(イ) 寸法を記入し、母線の結線状態を示す。(平面図、立面図)

(ウ) 基礎詳細図

サ 発電設備図及び機器配置図

(ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。

(イ) 寸法、形状及び各仕様を示す。(平面図、立面図)

(ウ) 基礎図(主体基礎の場合はそのとりあい)

シ 接地系統図

その種別ごとに示す。

ス 避雷針設備図

(ア) 種類、設置場所、支持状態及び地上からの尖頭高を示す。

(イ) 接地極埋設図

セ その他必要に応じて作成する書類

(ア) 遮断器の遮断容量計算書

(イ) 負荷一覧表

(ウ) 使用機器一覧表

(エ) 照度計算書

(2) 管及び空調設備設計

ア 屋外配管図

(ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

(イ) 敷地内外の配管系統ごとに材種、管径及び流水方向を示し、埋設管は、必要に応じて、深さ、敷地境界線及び建築物からの水平距離を示す。

(ウ) 既設本管と接続する場合には、その工事区分を明確にする。

(エ) 管断面図

(オ) 敷地に高低差があるときは、コンターラインを示し、排水管路縦断面図を作成する。

イ 系統図

(ア) 断面図に示し、階高を示す。

(イ) 建物の地盤レベルが相違する場合は、基準面よりの高低差を示す。

ウ 屋内配管図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 機械室、便所等配管の複雑な箇所は、1/20から1/50の配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。ただし、必要な箇所は複線とする。

エ 風道配管図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とし複線とする。

(イ) 風道の太さ、吸込口の種類、寸法、風量及び風向を示す。

(ウ) 機械室は1/20から1/50の風道配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。

オ 詳細図（機械、浄化槽、消火栓、水槽、桧、架台、基礎等）

（ア）縮尺は1／10から1／50とする。（原則）ただし、桧については1／10又は、1／20とする。（原則）

（イ）仕様及び一覧表を作成する。

（ウ）各槽への取入、取出し部分の配管詳細（平面及び断面）を示す。

カ 使用機器、衛生器具一覧表

設置場所、数量、仕様、付属品明細を示す。

キ その他必要に応じて作成する書類

（ア）給排水量（雨水及び湧水を含む）計算書

（イ）給湯量、ガス量、冷暖房負荷、風量及び機器選定計算書

（ウ）主管及び枝管の管径計算書

（エ）浄化槽負荷計算書

（オ）消火機器選定計算書

（カ）排煙機器選定計算書

5 エレベーター、エスカレーター及びリフト関係詳細図

（1）性能を示すことを基本とし、特定の製造所（メーカー）に限定される表現をさける。

（2）オプションとなる仕様箇所は、内容を示す。

（3）構造体Ⅱ類以上の場合はS14の耐震安全性を基本とする。

（4）乗用エレベーターの出入口幅はW900以上とする。

（5）主体工事として発注するため、それに合わせた表記とすること。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年2月1日から施行する。

建築・設備 CAD 図面作成要領

(目的)

第1条 この要領は、建築及び建築設備の図面作成について、最低限必要であるルールについて定め、CADデータの交換及び共有並びに有効活用を促し、業務の効率化に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は、安城市が発注する設計業務で作成する図面及び工事の完成図に適用する。

(一般事項)

第3条 図面ファイル（CADデータ）の電子成果品はDWG形式とする。

2 電子成果品は、以下のことをAutoCAD又はIJCAD（AutoCAD互換ソフト）を用いて確認した上で提出すること。

- 一 使用CADソフトの最新バージョンで編集できること。
- 二 図面を構成する線及び文字等の各要素が、本要領の規定によって定めた書式の属性（レイヤ名、線種、線幅、色等）で表示されること。
- 三 電子成果品をPDF出力後に紙印刷したものが、成果品の設計図（紙印刷物）と同一となること。

3 設計図（紙印刷物）の基となっているPDFデータ（印刷時A3判）を成果品として提出すること。

(図面のサイズ)

第4条 レイアウトサイズ（用紙サイズ）は、A1判を標準とする。

(ファイル名等)

第5条 図面ファイルの名称は日本語とし、ファイルの命名は、図面番号及び図面名称とする。

2 図面ファイルの作成は、図面ごとにファイルを分けて作成する。なお、ひとつのモデル空間に2つ以上のペーパー空間を作らないこととする。

(図面の書式等)

第6条 図面の書式及び設定については、次の各号のとおりとする。

- (1) 印刷スタイルテーブルは、monochrome.ctbを使用すること。
- (2) 印刷尺度は、1：1とする。
- (3) 画層レイヤ名は日本語とし、レイヤの分類については、事前に業務計画書によ

り、監督員の承諾を得ること。

(4) 線及び文字の色の指定はしないが、By Layerで各々指定すること。また、基本の背景色を黒色とし、背景が黒色でも明瞭に識別できる色を設定すること。

(5) 線種設定について、事前に業務計画書により線種一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(6) 文字の書体は、MSゴシックを基本とする。特別の理由により他の書体を利用する場合は、監督員と協議の上決定すること。また、印刷時に容易に文字が判別できるように、最小の文字高さは印刷時に3ミリメートルとすることを原則とする。

なお、事前に業務計画書により文字スタイルの一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(7) 線の太さはBy Layerとすること。また、線の太さ毎に線の色を使い分けること。

(8) 寸法線について、事前に業務計画書により寸法スタイル一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(その他)

第7条 この要領の規定によりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得て業務を行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

測量業務特記仕様書

本委託業務の仕様は特記事項以外、全て国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書」（最新版）及び愛知県建設部発行「測量及び設計業務等共通仕様書」（最新版）によるものとする。

特記事項

1 調査範囲

当該敷地（市有地）、周辺道路、その周辺 5 m の範囲

2 委託内容

平面測量

水準測量

用地測量（境界確認、境界測量、面積計算）

3 提出書類

敷地現況測量図 原図 1 式 （A 1 又は 2、3 版）

敷地面積測量図 原図 1 式 （A 1 又は 2 版）

測量計算簿 1 部

図面データ 1 式 （d w g 又は d x f 形式）

地質調査共通仕様書

安城市建設部施設保全課

目 次

- 1 章 一 般 事 項
- 2 章 ボ ー リ ン グ
- 3 章 土 の 標 準 貫 入 試 験
- 4 章 室 内 土 質 試 験
- 5 章 提 出 図 書 試 料

1 章 一 般 事 項

- 適 用 1 受注者は、安城市契約規則、業務委託契約書、設計図書、公共住宅建設工事共通仕様書、測量及び設計業務共通仕様書（愛知県建設局発行）、地質・土質調査業務共通仕様書（愛知県建設局発行）及び本仕様書に基づいて係員の指示に従い、完全に調査すること。
2 本仕様書はそれぞれの該当事項に限って、これを適用する。
- 提 出 書 類 受注者は、安城市工事施行に関する事務取扱要領に基づき書類の提出をすること。
- 記 録 写 真 作業写真を係員の指示に従い提出すること。
1 調査箇所
2 検尺時
3 その他係員が必要と認めた箇所
- 調 査 管 理 調査中受注者は、本人または責任のある代理人主任技術者をもって、絶えず調査の取締りを行い、地域外には危害を加えないよう注意すること。万一損傷を与えた時は、係員の指示どおり直ちに復旧すること。
- 作 業 の 検 査 外業・内業については、随時検査を行う。
- 竣 工 時 竣工後は、竣工検査を受け、所定の手続きを経て一切の図書・試料品の引渡しを完了すること。
- 疑 義 設計図書・仕様書・その他調査上疑問を生じた場合又は設計図書にある調査地点及び調査深度で、地質の状態が十分把握できない場合は係員の指示を受けること。

国土地盤情報データベースへの登録

受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、発注者と事前協議を行った上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」と

して計上し、諸経费率算定の対象額としない。また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。

そ の 他 竣工検査後、疑問が生じた場合には、説明を要求することがある。

2 章 ボーリング

機 械 1 ロータリー式機械を使うこと。岩盤掘削の場合は、主にダイヤモンドビットを使用した高速オイルフィード型とする。軟弱地盤の場合は、低速ハンドフィード型とする。
2 作業実施前には、資材の点検・整備に十分注意すること。

孔 径 直径は、6.5～15cmの範囲のうち、原則としては66mmを使用する。

孔壁の保護 1 地表付近、特に地下水位前後には、ドライブパイプを打ち込んで孔口付近の保護をする。
2 ケーシングパイプは、掘削泥水の使用できない場合、又は孔壁の崩壊が激しく掘削泥水で孔壁の保護が不可能な場合に使用する。
なお、ケーシングパイプの挿入は、慎重に行い、試料採取位置よりも少なくとも1m程度上方でとめること。
3 通常の場合は、掘削泥水で孔壁を保護する。掘削泥水は、膨潤度が大きく、水和力の強いベントナイトを使用する。
水・ベントナイト比4：1 比重 1.06程度とする。

孔底の清掃 できる限り掘削中にセジメントチューブ等を使用して、サンプリング前に孔底の清掃に努める。
清掃には通常、コアチューブにより水洗いするが、ポンプの送水圧に注意すること。
地下水位以下の不飽和な土の場合は、泥水洗浄ではなく、ヘリカルオーガー又は、バレルオーガーをもって土を削り取るように清掃を行うこと。

3 章 土の標準貫入試験

適用範囲 現在位置における土の硬軟、締まり具合の相対値を知るためにN値を求める方法である。

定義 N値とは、重量63.5kgのハンマーを75cm自由落下させ標準貫入試験用サンプラーを30cm打込むのに要する打撃数である。

標準貫入試験 シュー、2つ割りにできるスプリットバレル及びコネクター用サンプラーヘッドからなる鋼製のサンプラーである。
全長81cm、外径5.1cm、内径3.5cm、シュー角度 $\phi 19^{\circ} 47'$

ノッキングヘッド ハンマーの打撃を受ける鋼製のものでJISA1219の例に準じたもの。

ハンマー 鎖の部分を除いた重量が63.5kgの鋼製ハンマーで原則として真棒式のものとする。

落下用具 ハンマーを持ち上げて、自由に落下させることのできるもの。

ボーリング 孔径は原則として66mmとする。
作業においては、2章ボーリング仕様にならい、孔底以下の地盤を乱さないように注意すること。

標準貫入試験 サンプラーをロッドに接続し、静かに孔底におろし、ハンマーの打撃によって15cmの呼打ち、30cmの本打ち、約5cmの後打ちを行う。
本打ちの場合、ハンマーの落下高は75cmとし、ハンマーは自由落下させる。本打ちにおいては、打撃1回ごとの累計貫入量を測定する。
ただし、1回の貫入量が2cm未満の場合は貫入量10cmごとの打撃数を記録してもよい。
特に必要がない限り、60回を限度とし、その時の累計貫入量を測定する。

試料及び観察及び整備

地表にサンプラーをあげ、スプリットバレルを2つに割り採取試料の観察を行う。

試験箇所 1 m毎に行う。

- 試験結果の記録
- 1 本打ち開始深さ及び本打ち終了深さを記録
 - 2 打撃数と累計貫入量の関係を図示する。
 - 3 本打ち30 cmに対する打撃数に近い整数値を読み取り、N値として記録する。
 - 4 採取試料の観察結果を記録する。

4 章 室内土質試験

- 粒度試験
- 1 液状化判定の該当層の確認と液状化の検討に必要な土質データを把握することを目的とする。
 - 2 建築物の設計を考慮して試料採取位置を決定すること。

5 章 提出図書試料

試験結果一覧図 記入事項は、調査地点、調査番号、年月日、標高孔内水位及び、一覧図には、標尺、標高、深度、層厚、層厚柱状図、色調、土質、観察、相対密度、コンシステンシー、N値、N値グラフとする。

- 試料品
- 1 記入事項は、調査地点、調査番号、試料番号、試料深度、土質、N値、採取年月日とする。
 - 2 特記事項は、色調及び含有物や有機成分、できれば特異な鉱物成分について記録とする。
 - 3 容器は、透明なもので密封できること。サイズは内径4 cm、高さ10 cm程度のガラス管あるいは塩ビ管とする。

- 調査結果
- 1 試験結果一覧より、地盤縦断面図を作成する。
 - 2 調査結果から判明する事項の解析説明書、構成土質、深さ方向の強度変化、支持層の位置（地表からの深さと配列）軟弱層の有無（圧密沈下計算の対象となる土層の厚さ）排水条件、その他。
砂地盤については、相対密度、内部摩擦角、沈下に対する許容支

持力、支持力係数、弾性係数、その他。

粘土地盤については、コンシステンシー、一軸圧縮強さ(粘着力)、破壊に対する限度及び許容支持力、その他。

以上の結果により、構造物の基礎構造、種類についての参考事項。

3 調査結果から地盤の液状化検討書を作成する。

4 提出部数	報告書 (A4製本)	3部
	標本 (試料品)	1部

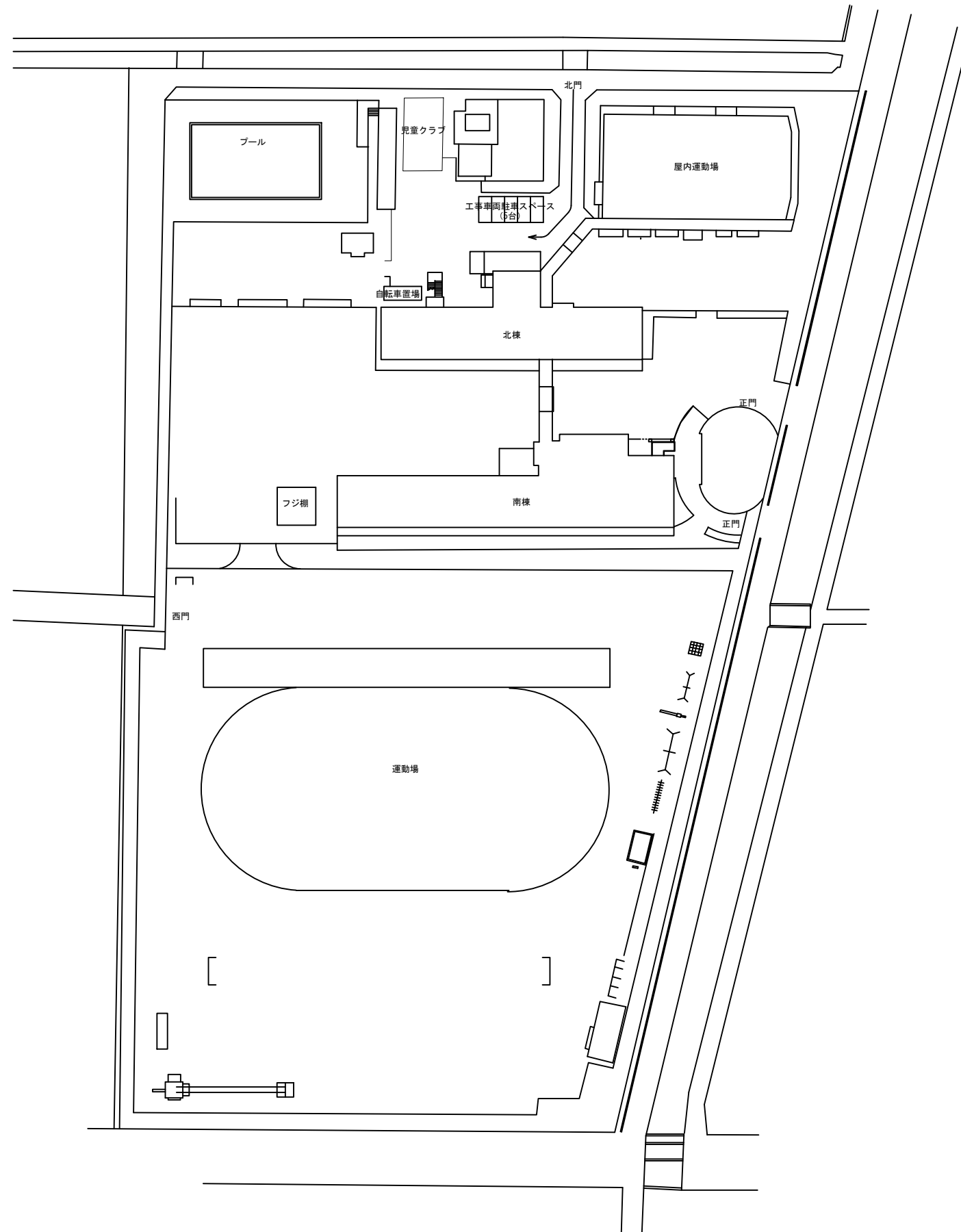
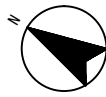
電子成果品 上記のほか、一般財団法人国土地盤情報センターの検定に係る地質情報は、「地質・土質調査成果電子納品要領(平成28年10月 国土交通省)」に従い作成するものとし、作成データはCD-R等により提出すること。

附 則

この仕様書は、平成29年4月1日から施行する。(改正)

附 則

この仕様書は、令和4年4月1日から施行する。(改正)

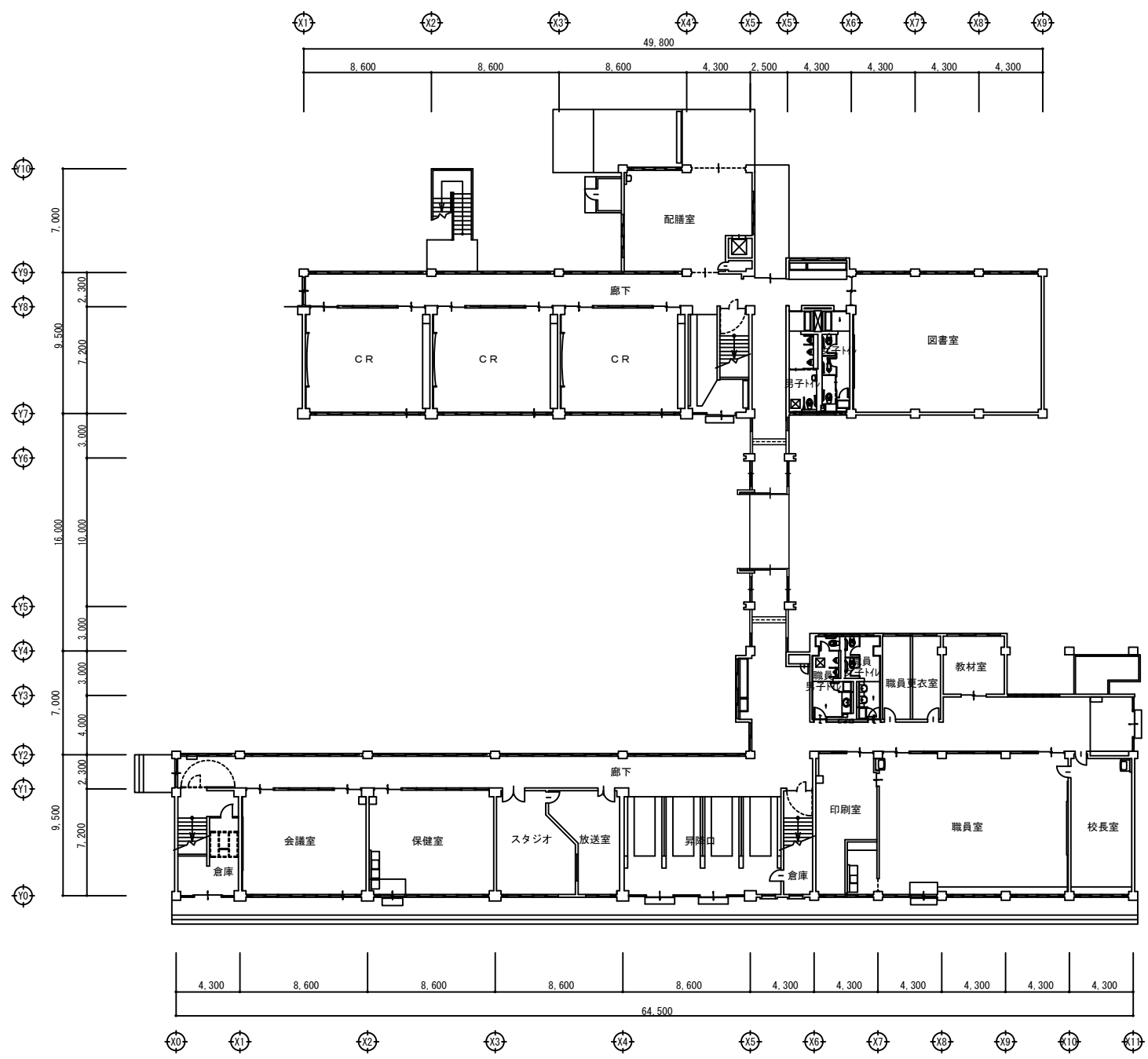


訂正

安城市建設部施設保全課

新田小学校

配置図 (参考図)

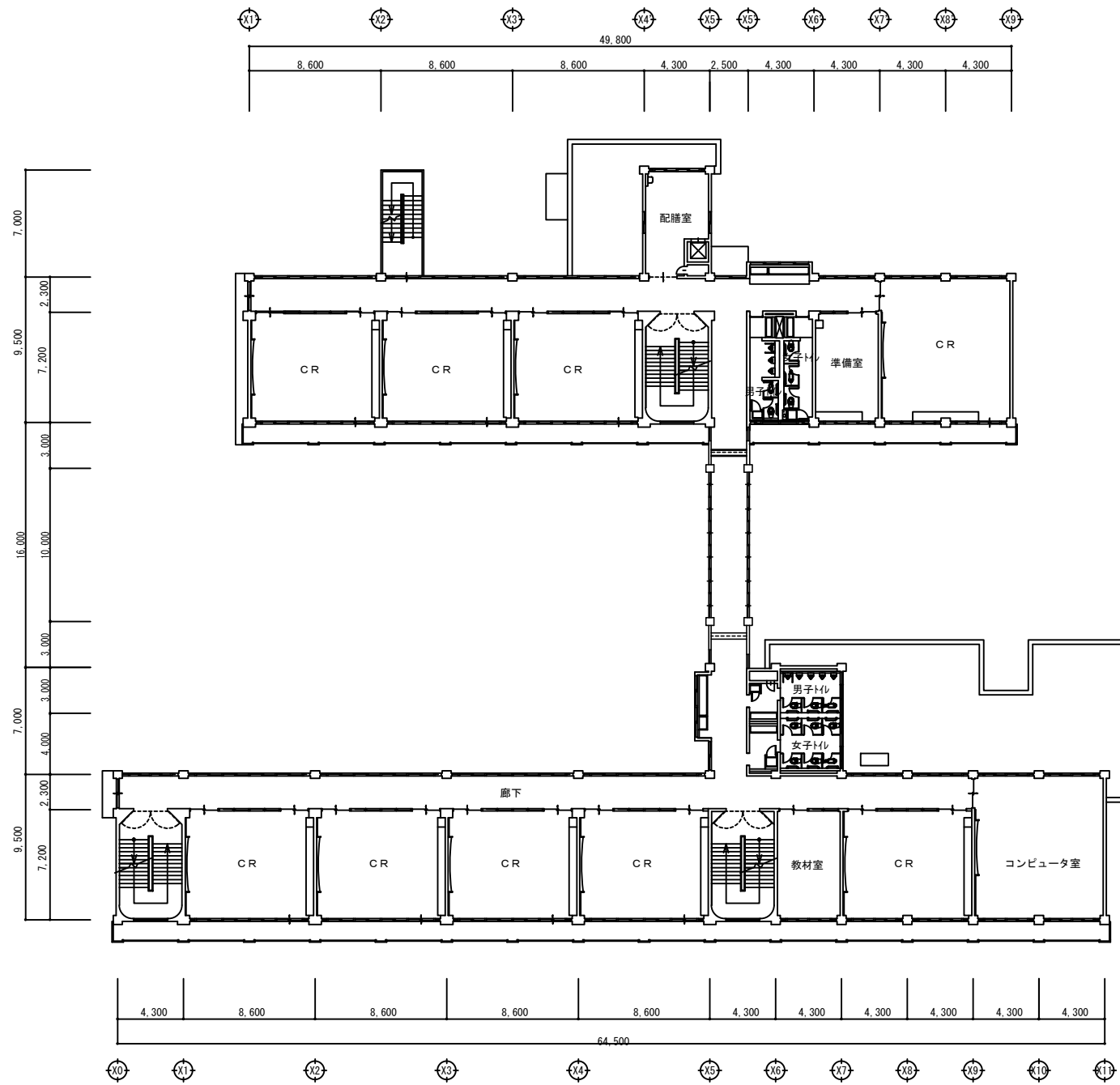


訂正

安城市建設部施設保全課

新田小学校

1階平面図 (参考図)

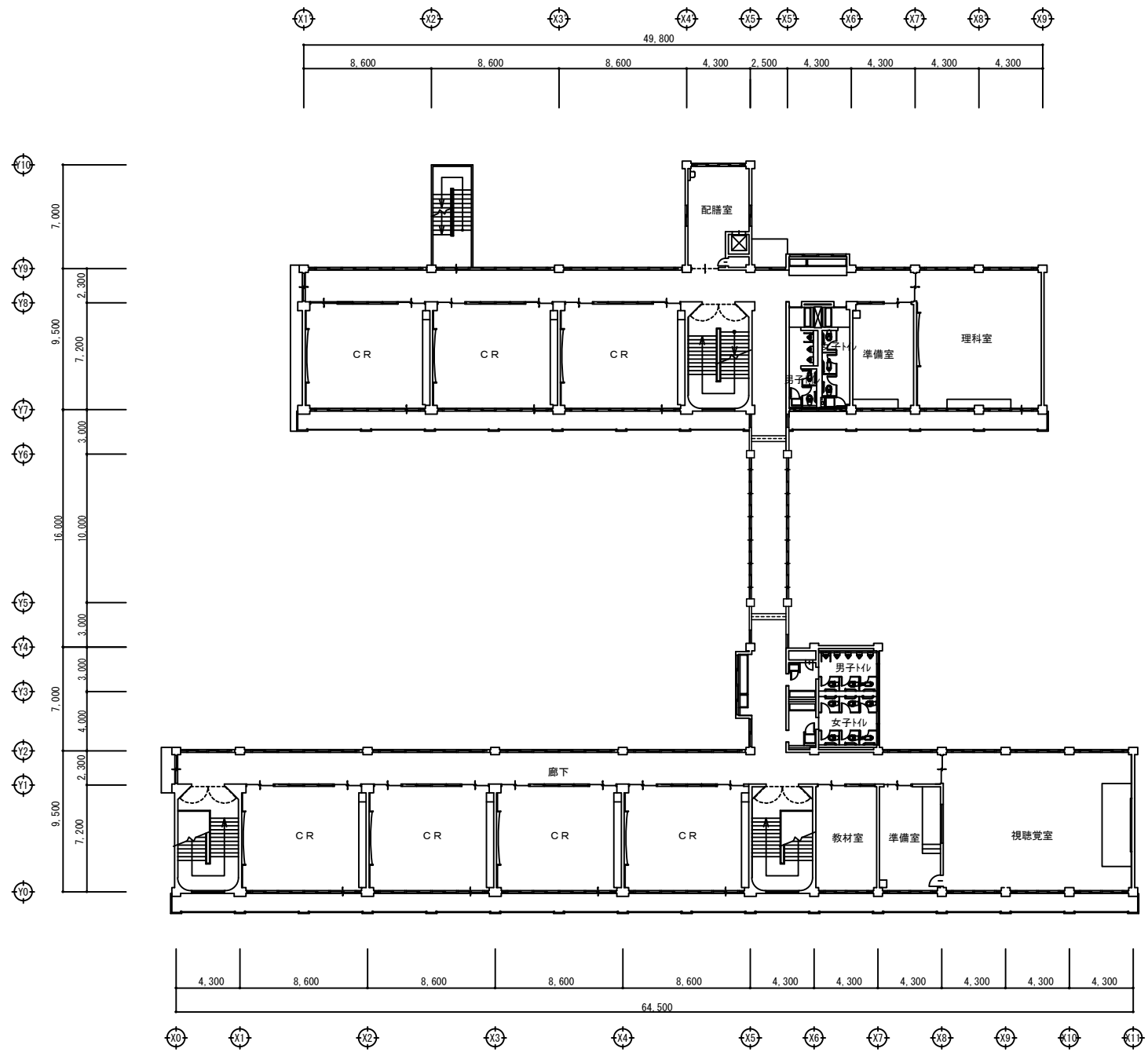


訂正

安城市建設部施設保全課

新田小学校

2階平面図 (参考図)

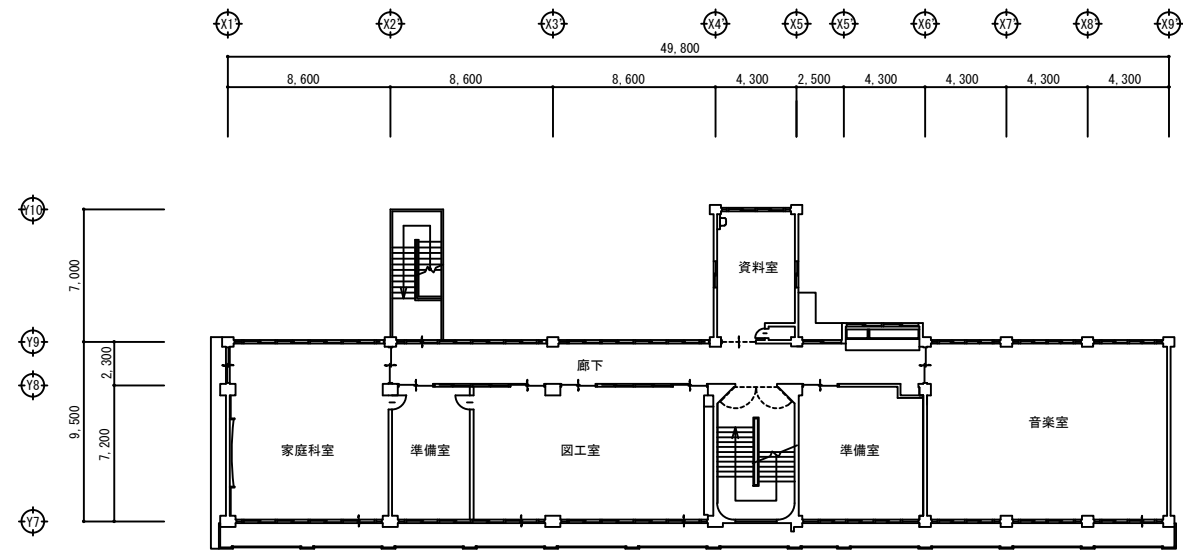


訂正

安城市建設部施設保全課

新田小学校

3階平面図 (参考図)

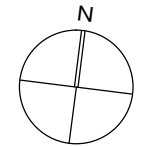
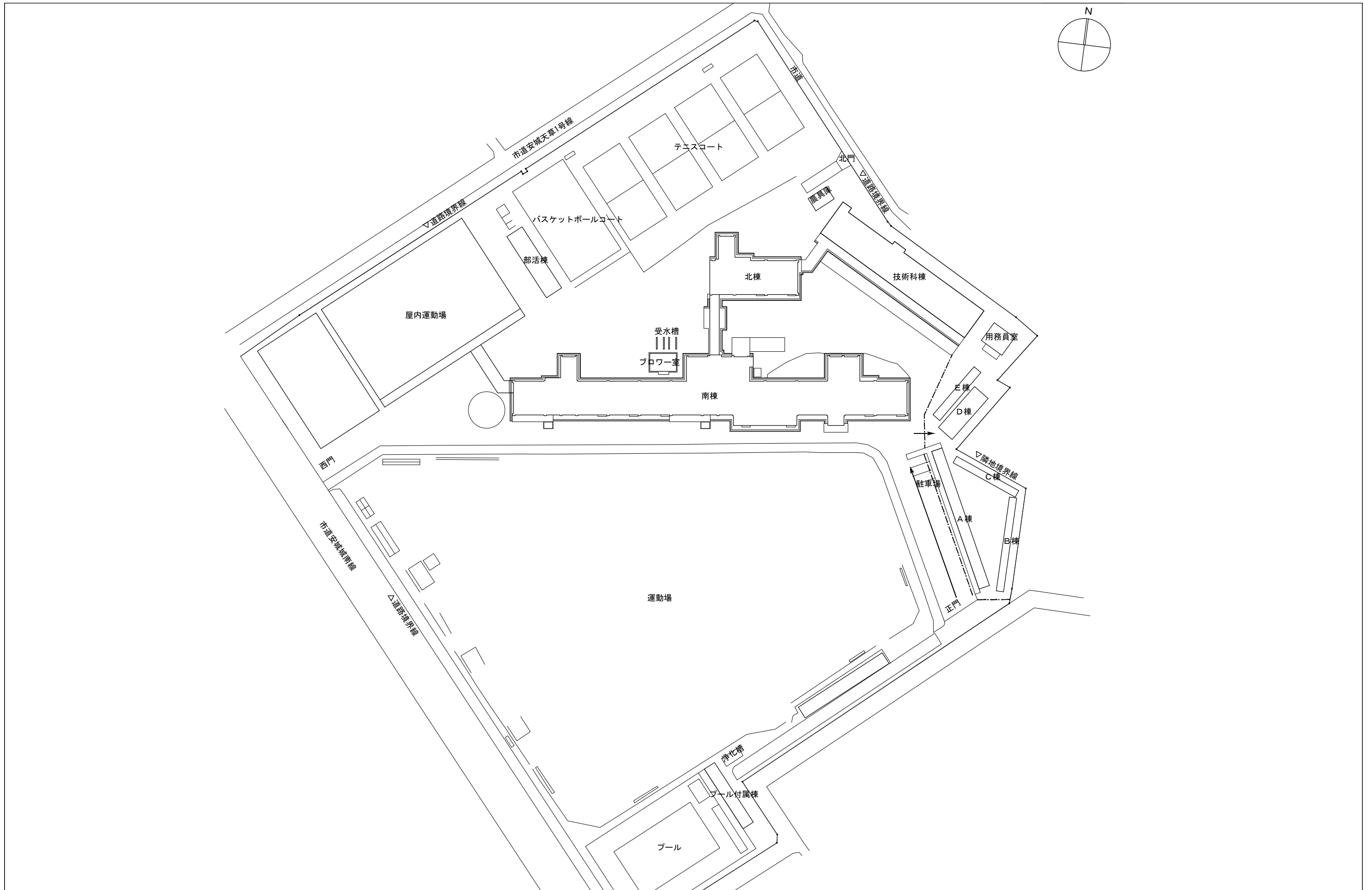


訂正

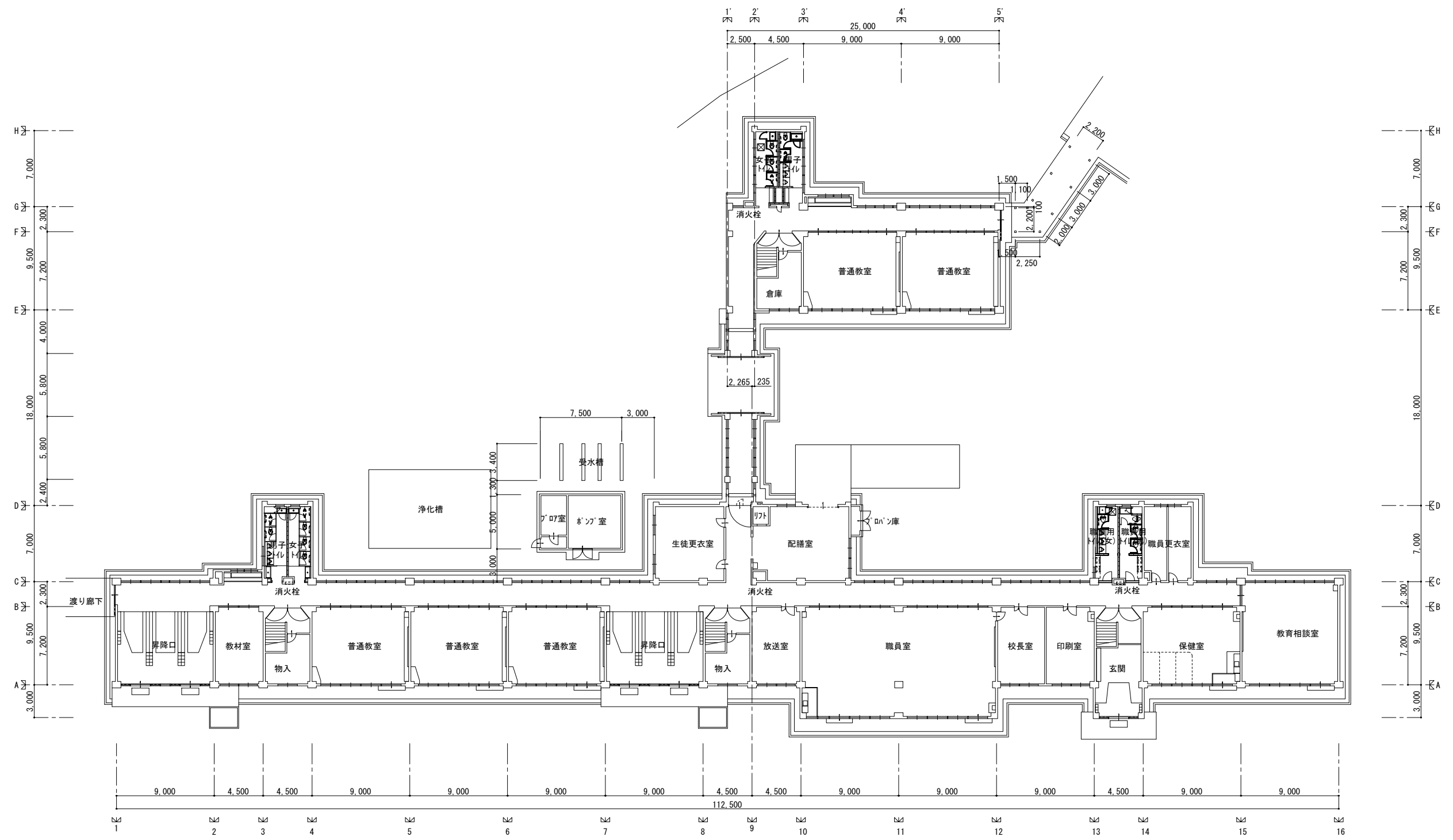
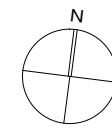
安城市建設部施設保全課

新田小学校

4階平面図 (参考図)



訂正		安城市建設部施設保全課	安祥中学校	配置図 (参考図)
----	--	-------------	-------	-----------

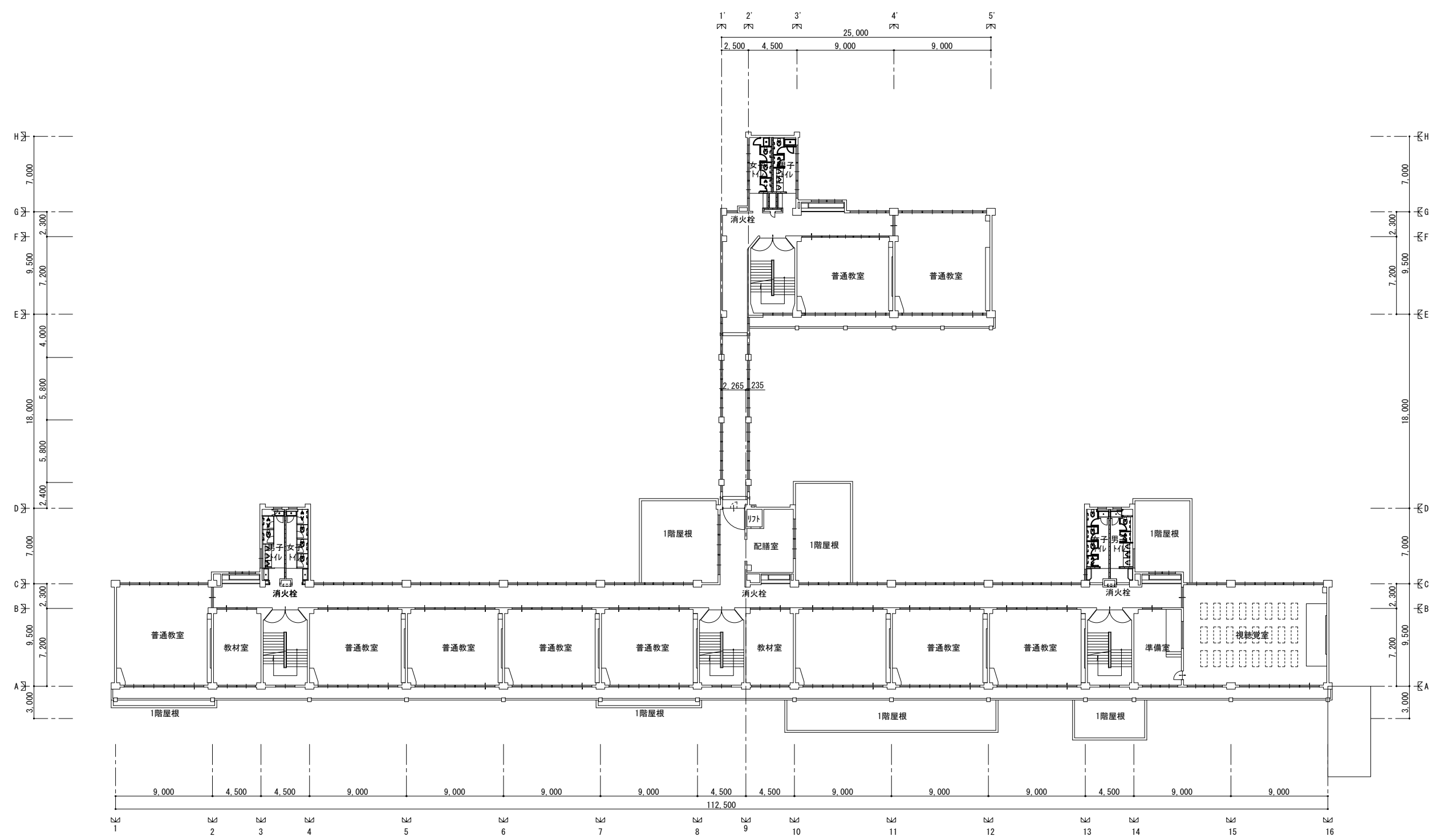
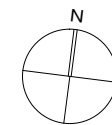


訂正

安城市建設部施設保全課

安祥中学校

1階平面図 (参考図)

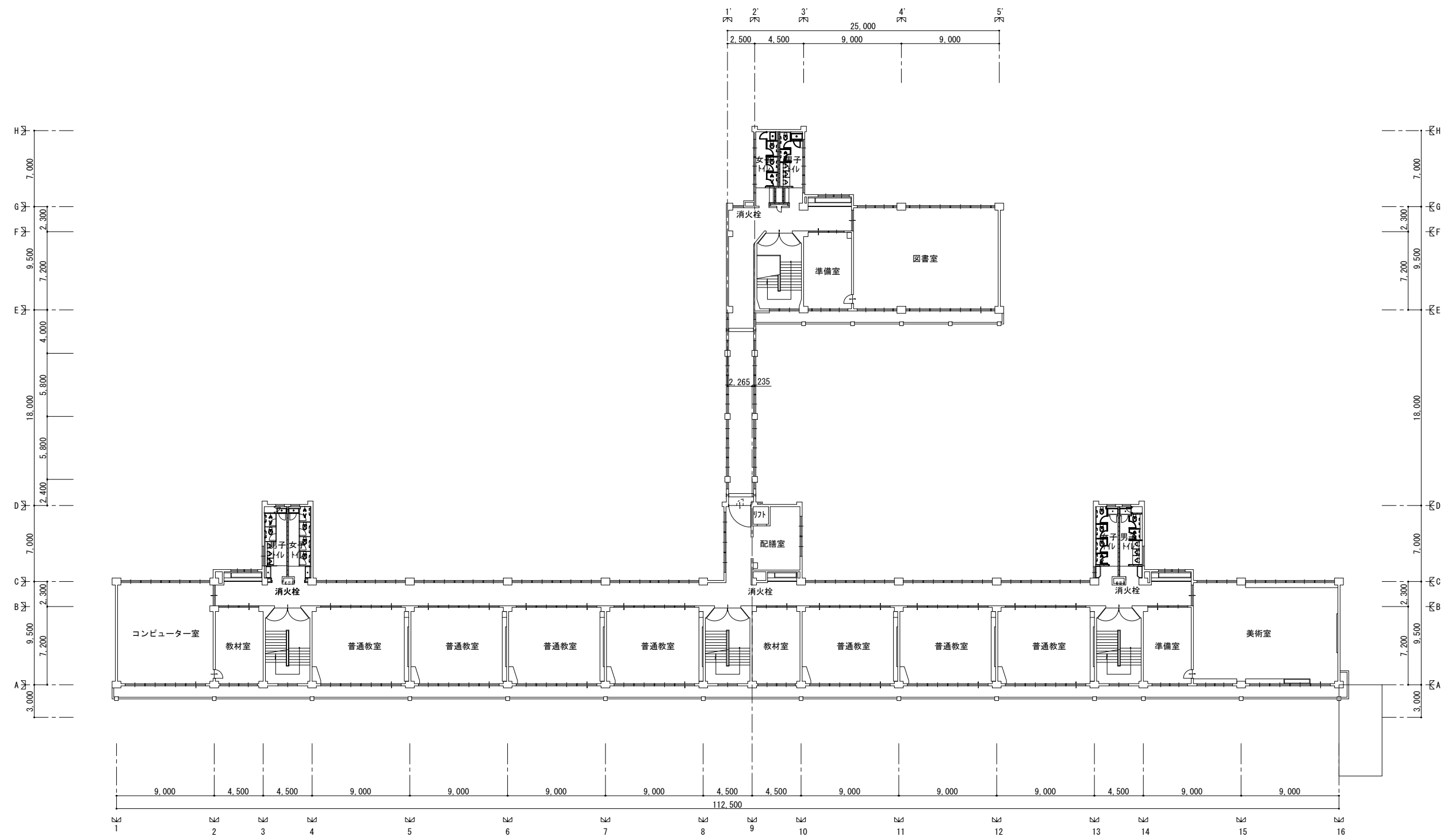
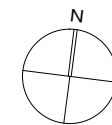


訂正

安城市建設部施設保全課

安祥中学校

2階平面図 (参考図)

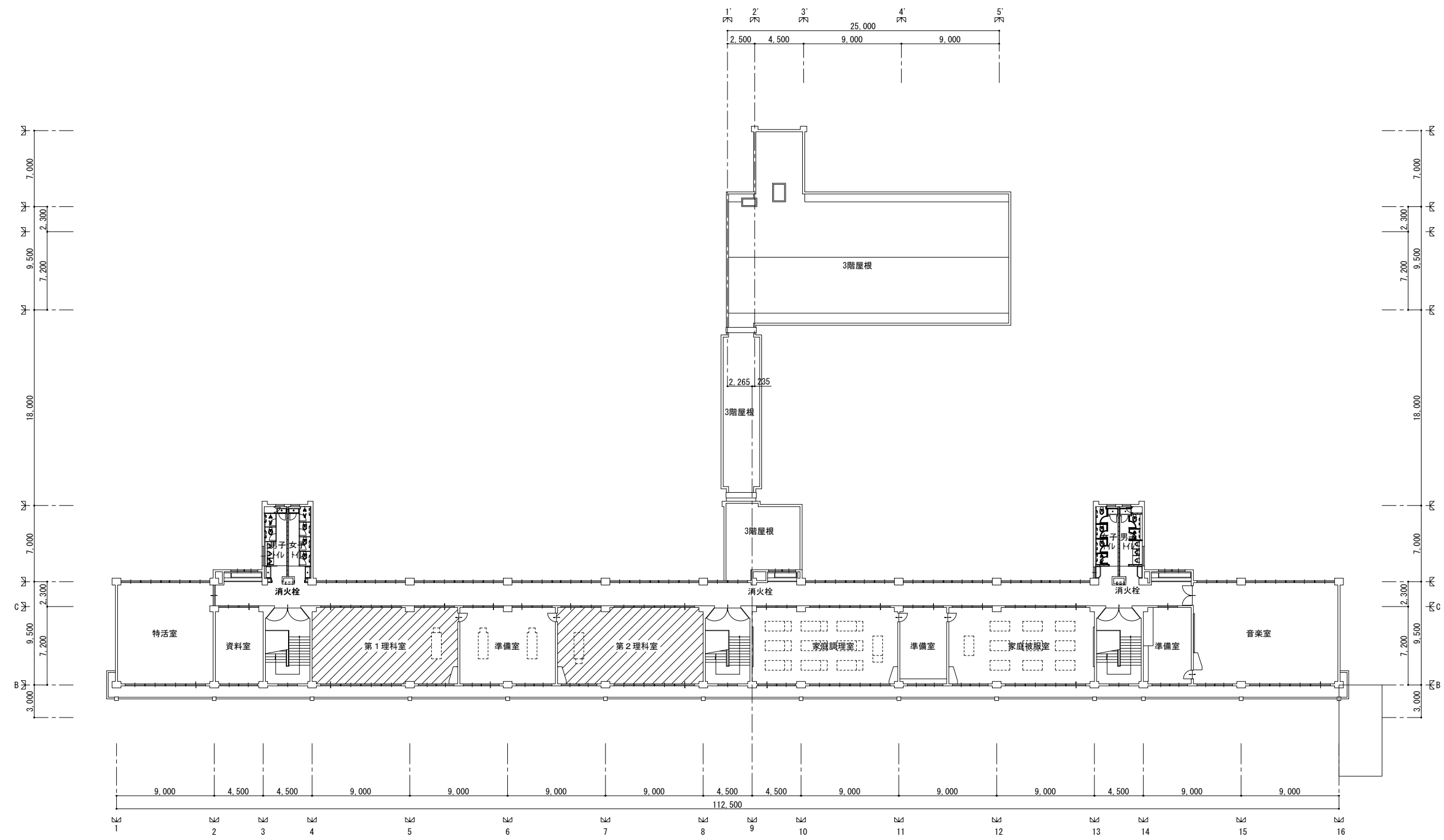
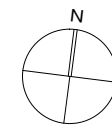


訂正

安城市建設部施設保全課

安祥中学校

3階平面図 (参考図)



4階平面図 1:200

訂正

安城市建設部施設保全課

安祥中学校

4階平面図 (参考図)